

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四百六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年十二月一日から適用する。ただし、同年十一月三十日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成三十年十一月三十日

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 Ⅰ (略) Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～119 (略) 120 生体弁 (1)～(3) (略) <u>(4) 異種心膜弁Ⅱシステム</u> <u>1,030,000円</u> 121～201 (略) Ⅲ～Ⅴ (略) Ⅵ 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 品 名 単 位 材料価格 001～066 (略) <u>067 永久歯金属冠</u> <u>1本</u> <u>297円</u> Ⅶ～Ⅸ (略)	別表 Ⅰ (略) Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～119 (略) 120 生体弁 (1)～(3) (略) (新設) 121～201 (略) Ⅲ～Ⅴ (略) Ⅵ 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 品 名 単 位 材料価格 001～066 (略) (新設) Ⅶ～Ⅸ (略)